

公 告 3 号
令和 6 年 4 月 16 日

被 保 険 者 各 位

三菱重工健康保険組合
理事長 谷 浦 稔

組 合 規 約 一 部 変 更 の 件

当組合規約の一部を下記のとおり変更しましたので、健康保険法施行令第3条第2項および組合規約第52条の規定により公告します。 了

記

1. 第4条（設立事業所の名称及び所在地）別表1中、「三菱重工交通・建設エンジニアリング株式会社交通・機器事業部 広島県三原市」を削除する。

附 則

（施行期日）

この規約は令和6年4月1日から施行する。

以 上